

諮問番号：平成24年諮問第8号 諮問日：平成24年10月11日
答申番号：平成24年度答申第5号 答申日：平成24年11月9日
件名：「小泉総理無記章で議場入場の件」の開示に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「小泉総理無記章で議場入場の件」につき、その一部を不開示としたことは妥当である。

第2 苦情申出人の主張の要旨

1 苦情申出の趣旨

本件苦情申出の趣旨は、参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程（平成23年3月30日事務総長決定。以下「規程」という。）第3条に基づく「小泉総理無記章で議場入場の件（警務課警務係所管）」の開示申出に対し、平成24年8月31日付け参庶文発第43号により参議院事務局（以下「事務局」という。）が一部を不開示としたことについて、その取消しを求め、不開示部分のうち「平成17年6月8日参議院本会議における小泉内閣総理大臣の無記章に対する警務部職員への対応について（報告）」と題する事務局文書（以下「本件文書」という。）に係る不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）を開示すべきというものである。

2 苦情申出の理由

苦情申出人の主張する苦情申出の主たる理由は、苦情の申出書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）苦情の申出書

本件文書は、平成17年6月8日の参議院本会議に出席するため参議院に登院した内閣総理大臣小泉純一郎君が参議院記章規程（昭和47年8月14日事務総長決定）に定める衆議院議員記章を帯用せずに正玄関から議場北側西出入口に至り、議場に入場した事態について、同年6月16日に警務部長が報告のため作成した文書と思われる。

本件文書において不開示とされた氏名は、内閣総理大臣小泉純一郎君が登院し、議場に至るまでの過程で記章帯用の有無を確認できる警務部職員（衛視）の氏名である。本件職員の氏名は「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号。以下「法」という。）第5条第1号本文）に相当するが、それらはいずれも参議院事務局の職員（衛視）であって、文書作成者である警務部長が内閣総理大臣小泉純一郎君の記章帯用の有無について、本会議散会後に本件職員を招集し、事実関係を確認したものであり、「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報」（法第5条第1号ただし書ハ）に該当する。また、本件職員は衛視であって、参議院衛視服務規程（昭和47年8月3日事務総長決定）第13条は「衛視は、職務上の報告又は連絡を行うに当たっては、

特別の場合を除き、順序を経て迅速正確に行わなければならない。」と定め、同服務規程第14条は「衛視は、職務に関連する紛争その他の事故が発生した場合、又は職務遂行上誤りがあったことを知った場合には、その詳細を速やかに上司に報告しなければならない。」と定めている。また、参議院衛視執務規程（昭和47年8月14日事務総長決定）第6条第1項は「衛視は、職務に関して取り扱った事項については、速やかに上司に報告しなければならない。」と定めていることから、上司である警務部長への報告は衛視の職務遂行上の義務であって、同様に「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報」（法第5条第1号ただし書ハ）に該当する。

以上のことから、本件職員の氏名は「個人に関する情報」であって「特定の個人を識別することができるもの」（法第5条第1号本文）に相当するものの、「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報」（法第5条第1号ただし書ハ）に相当し、事務局不開示情報（規程第4条第3号）には該当しないことから開示されるべきである。なお、不開示部分中「小泉総理大臣が無記章で議場へ入場した件の問い合わせ」と題する事務局文書に記録された報道機関に所属する者の氏名（以下「報道関係者氏名」という。）は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」（法第5条第1号本文）に相当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、事務局不開示情報（規程第4条第3号）に該当するため特段の苦情はない。

（2）意見書

ア 不開示部分について

事務局は理由説明書において、不開示部分には、警務部警備第一課長から厳重注意を、警務部長から注意を受けた衛視の氏名及び一部の者については官職が記録されていると主張する。当初、「事務局文書開示通知書」（平成24年8月31日付け参庶文発第43号）では、一部の氏名を不開示としていたところ、今回新たに一部の者については官職が記載されていることが判明した。

開示を求められた事務局文書の一部又は全部を開示しない場合にあつては、事務局文書開示通知書ないし事務局文書不開示通知書に、「不開示とした部分とその理由」を簡潔に付記すること（規程第9条第1項及び第3項並びに参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程細則（平成23年3月30日事務総長決定）第4第1項第1号イ）となっているが、本件事務局文書開示通知書では、一部の者の官職については不開示部分として特定されていないことから、不開示部分には相当せず、開示の実施に際して不当に開示されなかったものであって、当然に開示されるべきである。

なお、事務局は本件不開示部分のうち衛視の官職は氏名と一体になって規程第5条第2項の「特定の個人を識別することができることとなる情報」に該当することから、部分開示することができない旨主張するが、上記のとおり、そもそも一部の者の官職は不開示部分には相当しないことから、主張は当たらない。

イ 厳重注意等の性格について

事務局は理由説明書において、本件文書に記録されている厳重注意及び注意（以下「厳重注意等」という。）は、警備第一課長及び警務部長が上級監督者として当該衛視に対する指導、監督上の実際的措置として行ったものであり、国会職員法（昭和22年4月30日法律第85号）に基づく懲戒処分ではなく、訓告等に関する件（平成14年8月7日事

務総長決定)に基づく訓告又は嚴重注意でもない」と説明した上で、その趣旨及び性格は一般的に、国家公務員法(昭和22年10月21日法律第120号)に基づく懲戒処分又は内部規程に基づく訓告等の処分(以下「国家公務員法に基づく懲戒処分等」という。)と実質的に異なるものではないと主張する。

本件文書の記述によれば、嚴重注意等は事務局の主張するとおり、国会職員法に基づく懲戒処分又は訓告等に関する件に基づく訓告若しくは嚴重注意ではなく、あくまでも上級監督者からの指導、監督上の実際の措置であることは明らかである。また、国家公務員法に基づく懲戒処分等は職員の身分に関わる重要な問題であるから、法令に基づかない単なる職務上の指導、監督行為をあたかも国家公務員法に基づく懲戒処分等と同列に扱うことは不適切である。したがって、本件嚴重注意等は国会職員法に基づく懲戒処分又は訓告等に関する件に基づく訓告若しくは嚴重注意として扱うことは適切でなく、職務遂行上の指導、監督の範囲内で行われたものと解するべきであり、国家公務員法に基づく懲戒処分等には相当しない。

ウ 法第5条第1号ただし書ハの該当性について

法第5条第1号ただし書ハは「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を不開示情報の例外として規定している。

事務局は理由説明書において、嚴重注意等を受けることは、当該衛視に分任された職務遂行の内容に係る情報とは言えず、本件不開示部分は法第5条第1号ただし書ハに相当しないと主張する。「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関その他の国の機関等の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報と解されている(総務省行政管理局編「詳解情報公開法」)。したがって、事務局の主張するとおり、国家公務員法に基づく懲戒処分等を受けることは、当該処分を受けた者に分任された職務遂行の内容に係る情報とは言えず、処分を受けた者の氏名及び官職は法第5条第1号ただし書ハには該当しない。

しかしながら、上記イで主張したとおり、本件嚴重注意等はそもそも国家公務員法に基づく懲戒処分等とはその趣旨及び性格が異なるものであって、事務局の主張は当たらない。したがって、本件嚴重注意等は上級監督者による職務遂行内容の事実確認及び職務遂行上の指導、監督の範囲内で行われたものであり、かつ、上司である警務部長への当該事実確認に対する報告は衛視の職務遂行上の義務(参議院衛視服務規程及び参議院衛視執務規程)であることから「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報」(法第5条第1号ただし書ハ)に該当する。

以上のことから、本件不開示部分は「個人に関する情報」であって「特定の個人を識別することができるもの」(法第5条第1号本文)に相当するものの、「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報」(法第5条第1号ただし書ハ)に相当し、事務局不開示情報(規程第4条第3号)には該当しないことから、開示されるべきである。

エ 法第5条第1号ただし書イ及びロの該当性について

事務局は理由説明書において、法第5条第1号ただし書イ及びロの該当性についてる主張するが、本件苦情申出には相当しない。

第3 事務局の説明の要旨

1 開示を求められた事務局文書

開示を求められた事務局文書は、事務局警務部警務課が保有する「小泉総理無記章で議場入場の件」との題名が付されたファイルに綴られた事務局文書一式であり、平成17年6月8日に小泉純一郎内閣総理大臣が記章を帯用せずに議場に入場したことに関連して、事務局警務部が作成した文書である。

2 不開示理由の要旨

本件不開示部分及び報道関係者氏名は、「個人に関する情報」であって「特定の個人を識別することができるもの」（法第5条第1号本文）に相当し、また、同号ただし書イないしハのいずれにも相当しない。よって、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当するため、不開示とした。

3 苦情申出人の主張に対する所見

本件不開示部分には、事務局警務部警備第一課長から嚴重注意を、事務局警務部長から注意を受けた衛視の氏名及び一部の者については官職が記録されている。

本件文書に記録されている嚴重注意等は、警備第一課長及び警務部長が上級監督者として当該衛視に対する指導、監督上の実際的措置として行ったものである。これは、国会職員法に基づく懲戒処分ではなく、訓告等に関する件に基づく訓告又は嚴重注意でもない。

当該衛視の氏名及び官職は、嚴重注意等を受ける原因となった事実及び嚴重注意等の内容とともに記載されていることから、全体として当該衛視に係る「個人に関する情報」であって「特定の個人を識別することができるもの」であるため、法第5条第1号本文に相当する。

本件不開示部分に記録されている衛視に対して嚴重注意等が行われたことについては、事務局が公表を行った事実はなく、今後も公にする予定がないことから、本件不開示部分は法第5条第1号ただし書イには相当しない。

また、一般的に、国家公務員法に基づく懲戒処分等に係る事案については、処分を受けた者が公務員であり、当該事案の中に処分を受けた者の職務に係る部分が含まれるとしても、国家公務員法に基づく懲戒処分等を受けることは、当該処分を受けた者に分任された職務遂行の内容に係る情報とは言えないとして、処分を受けた者の氏名や官職は法第5条第1号ただし書ハに該当しないとされている。

本件文書に記録されている嚴重注意等は、国会職員法に基づく懲戒処分ではなく、訓告等に関する件に基づく嚴重注意でもないが、その趣旨及び性格は国家公務員法に基づく懲戒処分等と実質的に異なるものではない。よって、嚴重注意等を受けることは、当該衛視に分任された職務遂行の内容に係る情報とは言えず、本件不開示部分は法第5条第1号ただし書ハに相当しないと考えるのが妥当である。

また、本件不開示部分については、法第5条第1号ただし書ロに相当すると認めるべき特段の事情はない。

したがって、本件不開示部分は、法第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報」であって「特定の個人を識別することができるもの」に相当するとともに、同号ただし書イないしハに相当しないことから、規程第4条第3号に規定する事務局不開示情報に該当する。

また、本件不開示部分のうち衛視の官職は、氏名と一体となって、規程第5条第2項の「特

定の個人を識別することができることとなる記述」に該当することから、部分開示することはできない。

以上のことから、本件不開示部分については、なお不開示とすべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査・審議を行った。

- ①平成24年10月11日 諮問の受理
- ② 同月17日 苦情申出人から意見書を收受
- ③ 同月26日 事務局の職員（警務部警務課長）からの説明の聴取及び調査（本件文書の見分を含む。）・審議
- ④ 11月9日 調査・審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件文書

開示を求められた事務局文書は、前記「第3 事務局の説明の要旨」の「1 開示を求められた事務局文書」において説明されているとおりであって、本件文書は「小泉総理無記章で議場入場の件」との題名が付されたファイルに綴られた「平成17年6月8日参議院本会議における小泉内閣総理大臣の無記章に対する警務部職員への対応について（報告）」と題する事務局文書である。

事務局は、本件不開示部分について、法第5条第1号本文に相当し、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当するとして不開示としており、苦情申出人は本件不開示部分の開示を求めている。

以下、本件不開示部分の事務局不開示情報該当性について検討する。

2 事務局不開示情報該当性

（1）法第5条第1号本文該当性について

当審査会において本件文書を見分したところ、本件不開示部分には、衛視の氏名及び官職名が記録されていることが認められた。

本件文書には、嚴重注意等の原因となった事実及びこれに対する嚴重注意等に関する記載が、当該衛視の氏名及び官職名とともに記載されていることから、全体として当該衛視に係る法第5条第1号本文に定める「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると認められる。

（2）法第5条第1号ただし書該当性及び部分開示の可否について

そこで以下、法第5条第1号ただし書該当性について検討する。当審査会事務局職員をして事務局に確認させたところ、これまで本件文書のごとき嚴重注意等を受けた衛視の氏名及び官職名を事務局が公表した事実はなく、今後も公にする予定はないと認められる。よって、本件不開示部分は同号ただし書に該当するとは言えない。

次に、法第5条第1号ただし書ハ該当性について検討する。一般的に、国家公務員法に基づく懲戒処分等に係る事案は、被処分者が公務員であり、当該事案の中に被処分者の職務に関係する部分を含むとしても、国家公務員法に基づく懲戒処分等を受けることは、被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とは認められないため、法第5条第1号ただし書ハ

に該当しないものとされている。本件文書における嚴重注意等は、国会職員法に基づく懲戒処分又は訓告等に関する件に基づく訓告若しくは嚴重注意でもないことから、国家公務員法に基づく懲戒処分等と同様に考えるべき性格のものかが問題となる。

国会・両議院がその機能を十全に発揮するためにはその運営にあたって一定の秩序が保たれなければならない。このため、両院議長には、国会法に基づき、院内の規律を保持するためにこれを乱す者に対し命令・強制する作用が議長警察権として認められており、その行使は、議長の指揮の下に衛視及び警察によって行われることとなっている。院内の秩序維持という衛視の職務に鑑みれば、嚴重注意等の対象となった事案は、本来あってはならない事態である。また、本件文書にある記載から、嚴重注意等を行ったことを事務次長及び人事当局に報告した事実が認められ、嚴重注意等の対象となった事案の重大性が認められる。

以上のことから、本件文書における嚴重注意等は、直接的には国会職員法あるいは訓告等に関する件に基づく処分ではないものの、非違行為への対応と同視できる性質のものとして評価することができる。さらに、事務局から聴取した本件文書に記録された事案の性質等を踏まえると、嚴重注意等の対象となった事案には、国会職員法あるいは訓告等に関する件に基づく処分に及ぶ潜在的可能性があったことも認められる。

上述のような事情を勘案すると、本件文書における嚴重注意等の事実及び情報は、国家公務員法に基づく懲戒処分等と同様に考えるべき性格のものとして認められる。よって、当該衛視が本件文書における嚴重注意等を受けることは、当該衛視に分任された職務遂行の内容に係る情報とは認められず、本件不開示部分は同号ただし書ハの「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報」に該当するとは言えない。

次に、法第5条第1号ただし書ロ該当性について検討すると、本件不開示部分は、同号ただし書ロに該当する特段の事情があるとも認められない。

さらに、規程第5条第2項の部分開示について検討すると、本件不開示部分に記録されている衛視の氏名及び官職名は、規程第5条第2項の「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」に該当し、部分開示することは適切ではない。

(3) 結論

したがって、本件不開示部分は、法第5条第1号本文に定める「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当する。

以上のことから、本件不開示部分を不開示としたことは妥当であると判断した。

(答申をした委員の氏名)

瀧上信光、鈴木庸夫、中島肇